

ID: 5373

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	社会福祉法人の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第32条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】	<p>法第31条第1項及び32条の規定による。</p> <p>(申請)</p> <p>第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) 社会福祉事業の種類</p> <p>(4) 事務所の所在地</p> <p>(5) 評議員及び評議員会に関する事項</p> <p>(6) 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第2款、第6章第8節、第9章及び第10章において同じ。）の定数その他役員に関する事項</p> <p>(7) 理事会に関する事項</p> <p>(8) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項</p> <p>(9) 資産に関する事項</p> <p>(10) 会計に関する事項</p> <p>(11) 公益事業を行う場合には、その種類</p> <p>(12) 収益事業を行う場合には、その種類</p> <p>(13) 解散に関する事項</p> <p>(14) 定款の変更に関する事項</p> <p>(15) 公告の方法</p> <p>(認可)</p> <p>第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>		
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日